

いじめ防止基本方針



鹿沼市立粕尾小学校

目 次

- 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針
- 2 いじめ対策委員会
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化
- 4 重大事態への対応

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義(文部科学省)

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) 基本姿勢

ア いじめの早期発見と早期対応

- ① 児童が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃の学級経営を充実し、丁寧な児童理解を進める。
- ② 「いじめは絶対に許さない」という意識を児童一人一人に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく。
- ③ 日常の会話や定期的なアンケートなどにおいて、児童の「心の声」が担任等に届くよう、児童との好ましい人間関係を構築する。
- ④ いじめが発生したときあるいはその疑いがあるときには、その日のうちに管理職に報告し、全教職員に周知した上で対応策を練り、次の日から全校体制で対応する。

イ 全校体制での対応

- ① いじめが生じた場合には、いじめられている児童には非はないという認識に立ち、対応に当たる。
- ② 指導方針について全教職員で共通理解を図り、いじめられている児童には「絶対に守る」という意思を伝えた上で、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- ③ 指導方針や対応については、保護者に説明し了承を得るとともに、綿密な連携を図りながら指導にあたる。また、解決に至るまでの間、こまめに指導の過程を伝え、協力と理解を求める。

(3) その他

ア いじめの内容によっては、教育委員会や警察等と連携しながら対応にあたる。

イ いじめている児童については、いじめの非について理解させるとともに、その言動を引き起こす原因について分析し、家庭と連携しながら支援方法を検討する。

ウ いじめが解消された際には、関係児童の保護者に了解を得た上で、再発防止へのねらいを含めて、学校全体への指導を行う。

2 いじめ・不登校対策委員会

(1) 委員

校長，教頭，教務主任，児童指導主任

※必要に応じて，担任，養護教諭，教育相談担当，特別支援教育担当等（校長の指示による）が加わる。

(2) 委員会の開催及び内容等について

ア 未然防止・早期発見対策に係るいじめ・不登校対策

① 未然防止対策(学担会等の活用)

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査，集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画，立案
- ・要配慮児童生徒への支援方針決定
- ・校内巡視体制のチェック及びチェックに基づいた改善

② 早期発見対策

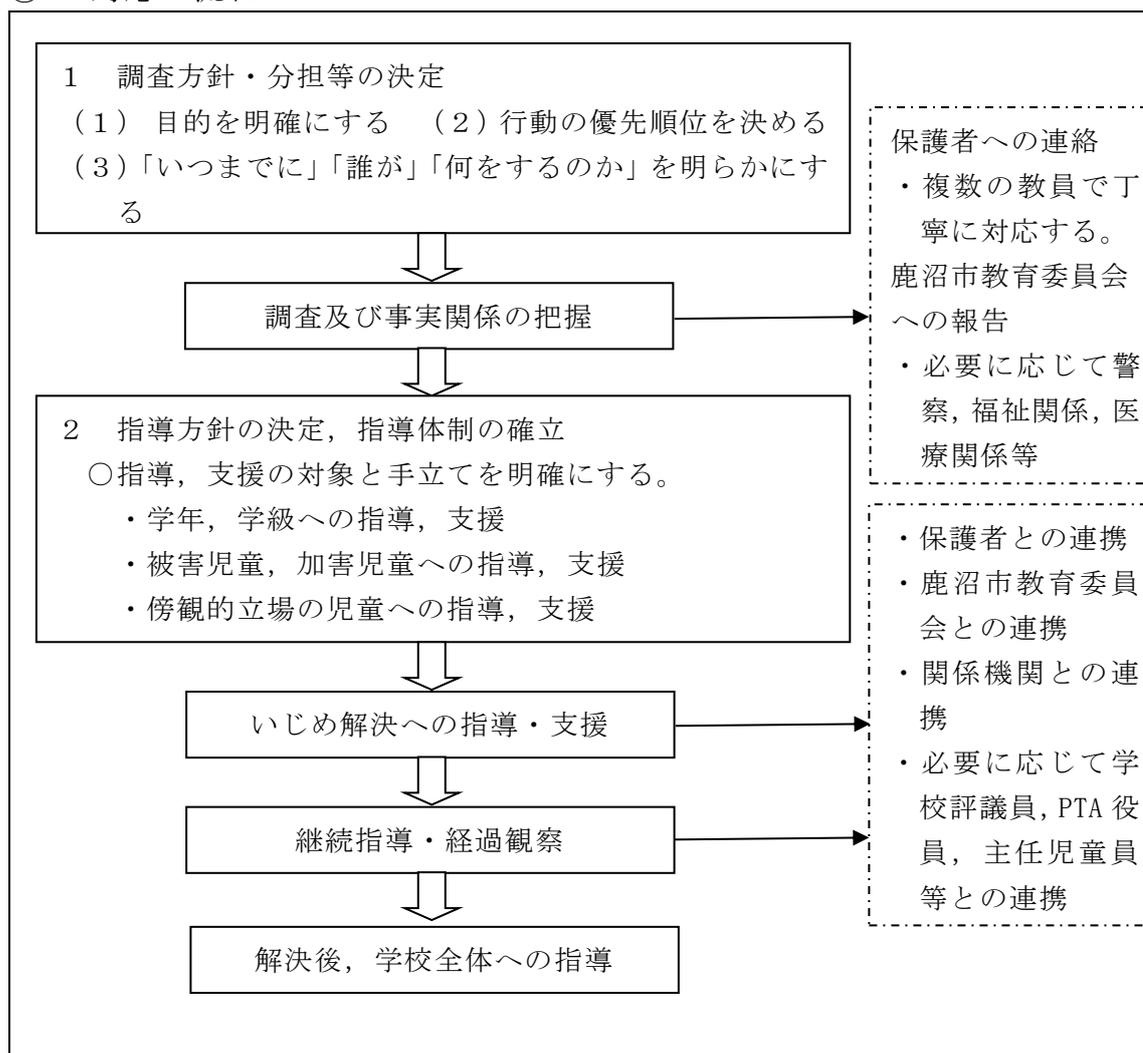
- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・情報交換による児童生徒の状況の共有

イ いじめ認知時の対応に係るいじめ・不登校対策委員会 **《随時開催》**

① 事実関係の把握

- ・アンケート調査，児童生徒，保護者，地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し，共有する。
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

② 対応の流れ



※本委員会においていじめと判断した事例については、すぐに鹿沼市教育委員会に報告する。

※また、下記の状況が発生した場合には、鹿沼市教育委員会や関係機関と緊密に連携しながら対応を進める。

- ・本人、もしくは保護者が納得せず、今後もめる恐れがあるもの
- ・重大事態に発展する恐れがあるもの
- ・外部機関が介入したもの

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

(1) いじめの防止

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳の時間を要として、道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・ 人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 児童会において、校内でいじめ防止を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。
- ・ 集団で意見をまとめる話し合い活動や、人間関係を形成する力を養う活動を、学級活動への年計へ位置づけ実践していく。
- ・ 縦割り班活動の充実を図る。 ※清掃活動、児童会集会など

エ 人権教育の充実

- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- ・ 人権週間（人権の意味・作文・標語・道徳・学級活動・人権啓発だよりの発行）により、人権感覚の高揚を図る。

オ 保護者・地域との連携

- ・ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得て、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・ 家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ 学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会（家庭教育学級など）を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。
(情報モラル教室や保護者懇談会等を活用し、その中でいじめ問題を盛り込みながら、身近なものとしてとらえられるよう配慮する。)

カ 情報モラル教育の実践

- ・ 道徳の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。その際、「情報モラル育成資料集」(平成23年2月栃木県教育委員会)の活用を図る。
- ・ 児童生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ① 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しない指導を徹底する。
 - ② SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介し

た他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。

③ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。

- ・家庭における情報機器の使用について，保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに，PTAと連携して情報機器に関する研修会を可能ならば実施できるとよい。
- キ 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上
- ・いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
 - ・いじめに関するチェックリストを活用し，自己の取組や指導体制の改善を図る。（参考：いじめの理解と対応 P48～51「いじめの点検票」）

（2）早期発見

- ア 児童の見守り・信頼関係の構築
- ・児童の些細な変化に気づくこと。
 - ・児童との信頼関係の構築に努め，相談しやすい関係づくりに努める。
 - ・休み時間等，授業以外の時間における対話を重視する。
- イ 情報交換による共有
- ・気になる児童の情報を共有し，組織的に対応できる体制を整える。
 - ・毎週金曜日「学担会議」での情報交換後，問題行動によっては対策を考え対処していく。
- ウ アンケートの実施
- ・児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し，定期的及び随時実施することにより，早期発見に役立てていく。
 - ・いじめの実態を把握するための調査 毎月
 - ・QU調査5月・10月
- エ 教育相談の充実
- ・教育相談週間を学期に一度設定する。
 - ・児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに，様々な悩みに適切に対応し，安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・学校における教育相談について，保護者の理解を図るとともに，保護者の悩みにも応えることができる体制にする。
- オ 家庭との連携
- ・保護者には家庭においても児童の些細な変化があった場合には，学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼びかけておく。
 - ・学級だよりによる啓発や，家庭への連絡等，日頃より家庭との連携を密にし，信頼関係を構築する。
 - ・原因がわからず3日間続けて欠席したときは，校内で情報を共有し，担任が保護者と話し合っ，可能な限り家庭訪問をする。
（1日目は担任より電話連絡）
- カ 要因が特定できない欠席初期のアセスメント

① 欠席理由や必要な支援の見立て（アセスメント）

【欠席1日目～】学級担任などによる対応

※欠席理由の把握

※学級担任などによる電話連絡，場合によっては家庭訪問の実施

【連続欠席など3日目～】校内で情報共有 ※遅刻・早退も加味

※養護教諭などが，連続3日間の児童をチェック，管理職などへ状況報告

※学級担任等による家庭訪問の実施

※状況に応じて，周囲の児童や保護者，教職員等にも聴取するなどして不登校の原因や背景の把握に努める。

※今後の対応方法を検討すると共に，児童や保護者との繋がりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問等を実施

【連続5日間欠席等～】

※サポートチームを結成して支援を検討する。

【1ヶ月通算欠席等7日目～】

※サポートチームを結成して支援を検討する。

② 個々の子どもの置かれた状況判断と個別支援

不登校の背景となった要因を検証，解消

※当該児童の欠席の原因や背景状況がつかめたら，それを検証，解消

※いじめが背景にある場合，いじめ防止対策推進法第23条などを踏まえて，いじめの解消に向けて迅速に対応

※「いじめにより相当の期間（年間30日を目安）欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」に該当する状況となった場合，いじめ防止対策推進法28条に基づく「重大事態」として必要な措置を講ずる（P7参照）

個別の支援方法を検討

無気力

情緒的混乱

遊び・非行



傾向に応じた対応の検討

適応指導教室，関係機関との連携

（3）いじめに対する措置

※「いじめ対応マニュアル」の見直し

ア いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査

- ・いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり，関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により，事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて，市および県教育委員会から派遣を受けるなどにより，外部専門家とも連携をとる。

イ 保護者への報告

- ・いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し，速やかに事実を報告し，いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し，いじめの早期解決のための協力を依頼する。

ウ いじめられている児童及び保護者への支援

- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
 - ・いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- エ いじめた児童への指導及び保護者への助言
- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。
- オ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。
- カ ネットいじめへの対応
- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- キ 警察との連携
- ・いじめが犯罪行為（大きなけが、物を壊す、お金を盗むなど）として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

4 重大事態への対応

※学校がいじめ防止対策推進法第 28 条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

(1) 鹿沼市教育委員会に以下ア～ウの項目を報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

ア 被害児童の氏名・学年・性別

イ 欠席期間・その他児童の状況

ウ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合にはその訴えの内容

(2) 当該いじめの対処については、鹿沼市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ・不

登校対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり，学校組織をあげて行う。

- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については，鹿沼市教育委員会と連携しながら，学校組織をあげて行う。
- (4) いじめを受けた児童やその保護者に対し，調査によって明らかになった事実関係について，経過報告を含め，適時・適切な方法により，複数の教職員でその説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で，保護者説明会等により，適時・適切に全ての保護者に説明するとともに，解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ・不登校対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ，学校組織をあげて着実に実践する。

《参考資料》

- ・ 生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A
(H25. 12 国立教育政策研究所)
- ・ 「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について（パワーポイント資料）
(H25. 10 文部科学省初等中等教育局児童生徒課)
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（国の方針） (H25. 10. 11 文部科学大臣)
- ・ 「いじめ」の理解と対応 (H24. 12 栃木県教育委員会)
- ・ 情報モラル育成資料集 (H23. 2 栃木県教育委員会)
- ・ 生徒指導提要 (R4. 12 文部科学省)